|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係 |
|  |  |  |  |

様式第１号（第5条関係）

防犯パトロール車貸出申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用車両 | 防犯パトロール車 | 車両番号 |  |
| 使用日時 | 　　　　年　　月　　日　午前・後　　　時　　分から　　　　年　　月　　日　午前・後　　　時　　分まで |
| 使用団体名 |  |
| 使用責任者 |  | 連絡先 |  |
| 使用目的 | 町内防犯パトロール |
| 目的地 |  |
| 申請者（所管課） | 　　　　年　　　月　　　日　　　所属課　　　　　課　　　　　　　係　　　課長名　　　　　　　　　　　　　　　　　　係氏名　　　　　　　　　　　　　　　 |

【注意事項】

・運転の際は、交通法規を遵守し歩行者等にやさしい運転を心掛けること。

・公用車を使用したときは、公用車運転日誌を記入すること。

・時間外使用の場合は、役場警備員に許可証を提示し、鍵を借りること。

・運転前は車両の点検をすること。

・青パト巡回中（宇美町内）以外は、回転灯を点灯しないこと。また、盗難防止の為回転灯は取り外し車内に保管すること。

・公用車が故障又は破損等したときは、直ちに関係者に報告すること。

・交通事故発生時は、状況に応じた適切な措置を行うとともに、併せて関係者に連絡　をすること。

・事故を起こした場合は、次の保険会社まで連絡してください。

福岡自動車共済サービス事務所(092-633-5009)

・車両運行中、事故により損害賠償が発生した場合、町は加入している自動車共済の範囲以外の責を負いません。

・車両又は付属物を毀損した場合は、確実に係に報告し、修理を行うこと。

・使用後は必要に応じて清掃・洗車・給油（満タン）を行い、清潔に保持すること。

・上記の内容について遵守されない場合、次回からの使用を許可しない場合があります。

【交通事故の場合の措置】

〇道路交通法第72条

　交通事故（人身・物件）発生の時、当該車両の運転手、その他の乗務員は直ちに運転を停止し

①負傷者の救護

②道路における危険の防止

③警察への届出

　等必要な措置を講じなければならない。